

第15期千葉県生涯学習審議会 第4回会議 議事録

日時：令和7年6月27日（金）

午後2時30分～午後3時30分

会場：千葉県教育会館 別館3階会議室

対面及びオンライン

出席委員（五十音順 敬称略）

乾 喜一郎 内田 淳一 重栖 聡司 加藤 由美子 西谷 大
堀野 仁美

出席事務局職員

千葉県教育庁 教育振興部長	吉本 明広
千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課長	松村 賢一
千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	大和地 章記
社会教育振興室 社会教育班長	大坂 学
同 社会教育主事	今井 隆太
同 主査	吉田 隆修
同 副主査	水野 敬一朗
同 主事	江尻 有希

1 開 会

2 あいさつ

- （1）吉本教育振興部長
- （2）重栖生涯学習審議会会長

3 議 事

- （1）令和7年度社会教育関係団体への補助金の交付について

議 長 次第に沿って進めさせていただく。

先ほども申し上げたが、議事の冒頭で千葉県県教育委員会から諮問事項があるので、それを受けたいと思う。

教育振興部長 千葉県生涯学習審議会様

令和7年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）

このことについて、別添のとおり、社会教育関係団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法第13条及び千葉県生涯学習審議会条例第2条の規定により諮問します。

令和7年6月27日 千葉県教育委員会

(諮問書手交)

議長 では、早速、今諮問いただいた令和7年度社会教育関係団体に対する補助金交付について協議を進めていきたいと思う。先ほど話があったように、社会教育法第13条に基づいているので、諮問・答申の形を取らせていただいている。

事務局から、まず内容について説明をいただきたいと思うが、関係団体が幾つかあって、この補助金に関係している委員がいると会議そのものが成立しなくなるが、本年度はそういう方はいらっしゃるか。事務局、いかがか。

事務局 本年度はいない。

議長 では、このまま進めさせていただく。事務局から内容について御説明いただく。

事務局 それでは、議事(1) 令和7年度社会教育関係団体への補助金の交付について説明させていただく。

今回の社会教育団体に対する補助金の交付についての諮問文については、先ほど会長にお渡ししてある。

まず、議題のついでにある資料を2枚めくっていただいて説明する。こちらに関係規定を記載している。今、会長からも少しお話があったが、社会教育法抜粋第13条には、国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないと規定されている。これに対して、本県においては社会教育委員会が廃止されていることから、千葉県生涯学習審議会条例第2条において、審議会は法に定めるものの他、社会教育法第13条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査、審議すると規定している。

次に、2として補助対象となる要件の記載があるが、県教育委員会では、社会教育の振興を図るため、県全体で活動し、全国組織につながる社会教育関係団体に対し、その事業に関する経費について補助金を交付している。そこで、令和7年度社会教育関係団体への補助金の交付について御意見を伺うものである。

もう1枚めくっていただいて、資料2を御覧いただきたい。こちらは令和7

年度社会教育関係団体に対する補助金の交付予定一覧を添付している。

それでは、この内容について御説明させていただく。対象となるのは、先ほど御説明したとおり、県全体で活動し、全国組織につながる団体である。本年度は一覧のとおり 7 団体に補助金を交付予定である。

加えて、次ページにある千葉県子ども会育成連合会に特別補助を交付予定である。補助金の交付を検討するに当たり、各団体から令和 6 年度の事業及び決算報告、補助金を受けたことによる効果や令和 7 年度の事業計画、収支予算に加え、団体の財務状況や会員数の推移、役員など組織の状況等についてヒアリングを実施し、申請内容を精査したところである。

表の中央辺りにある補助申請の内容の欄を御覧願いたい。各団体の活動内容は、機関誌の発行、ホームページの更新、研修会の開催であり、補助金の対象事業としては適切である。補助金額については、この表の一番下の補助金の考え方にあるとおり、支給額の下限を 4 万円とし、予算の範囲内で配分した。

次に、特別補助金についてである。これは交付対象団体が全国や関東規模の研究大会等を開催する場合に、500 万円を上限に事業費の 10% を補助しているものである。今年度は、千葉県子ども会育成連合会から、第 57 回関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会に対して申請があった。参考に過去の例を御紹介すると、昨年度は千葉県高等学校 P T A 連合会が開催した関東地区高等学校 P T A 連合会大会千葉大会に対し、補助をしてきた。ただいま御説明した各団体の交付申請に関する関係書類については、別冊の資料 1 にまとめさせていただいている。

また、活動実績報告として、各団体の報告を同じく別冊の別添資料にまとめている。

以上、よろしく御審議くださるようお願いする。

議長 ありがとうございます。

別添資料 1 等については、事前に配付いただいているので、目を通していただけたかと思う。

まず、特別補助を除く 7 団体への補助金交付について、忌憚のないところ、どんなことでも結構である。委員の皆様から質問等を受け、事務局に説明していただきたいと思います。よろしく願います。

委員 先ほど事務局で各団体へのヒアリングを実施されたとのことであるが、何かその過程でお気づきになった点とか、こういうことで意義があるのだとか、御感想みたいなところでも結構であるが、お聞かせいただければうれしい。

議長 事務局からいかがか。

事務局 ヒアリングする過程でいろいろな事業を各団体がやっていらっしゃっていて具体的にこれがというのは今すぐに出てこないが、様々な事業をやっていて社会貢献されていることが確認できた。

議長 いかがか。

委員 特に問題等も感じられず、これは支出されてしかるべきだなという御感想と受け取って構わないか。

事務局 先ほども少し御説明したが、主に広報誌等の発行を行っているので、適正と感じている。

委員 ありがとうございます。私のほうは結構である。

議長 ありがとうございます。他にいかがか。
例年、この会議でいろいろな質問が出て、事務局のほうでしっかり精査して準備していただいているので、特に問題点はないかと思う。委員の皆様からも特にないので、先に進めさせていただく。

今年も特別補助、一般社団法人子ども会育成連合会があるようであるが、この団体の特別補助について委員の皆様から何かあればお受けしたいと思う。お願いする。これは少し時間を取りたいと思う。

委員 額の程度はよく分からないが、中身を見ると、取り立てて何か特別に無駄なことをやっているような感じはしない。関東地区だと大体このぐらいの額が例年かかっているのか。

事務局 大体このぐらいの金額である。

委員 去年はどちらで行われたのか。

事務局 昨年度は第56回関東甲信越子ども大会ということで山梨県甲府市で開催されている。千葉と比べ、土地柄もあるが、金額は少し低い、大体同じぐらいで中身も同じぐらいである。

議長 ありがとうございます。他にいかがか。

委員 細かいことを何うようで申し訳ないが、収支予算書で宿泊料、情報交換会費としてそれぞれ240万、200万という金額が計上されているが、支出では宿泊費

が300万、情報交換会費が250万ということで記載されている。これは団体として参加者、また交換会の開催に当たって補助のような形が出ているという理解でよいのか。

議 長 かがか。事務局からお答えいただけるか。

事 務 局 おっしゃるように、補助が出ているという考え方である。

議 長 よろしいか。

委 員 はい。ありがとうございます。

議 長 他にいかがか。

10月の千葉県大会が成功裏に終わることをお祈りしたい。

議事の社会教育関係団体に対する補助金交付についての審議、ありがとうございました。適切な内容だということで、答申の形で後ほど事務局にお返しして、本諮問については本日をもって完結したいと思う。

4 報 告

(1)「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」原案について

議 長 次に移らせていただく。報告案件が1件ある。これは読書活動推進部会で部長をはじめ、随分御苦勞なさったと思うが、千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）原案について、そろったとのことである。これについて事務局から御説明いただけるか。

事 務 局 それでは、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」原案について報告する。

同じ資料の4枚目の資料3を御覧いただきたい。前回の生涯学習審議会第3回会議で、千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）の策定に向けたスケジュールの見直しについて御報告させていただいた。その後、子どもの意見聴取として行ったアンケート調査の結果を取り入れながら素案を作成し、第3回、第4回の読書活動推進部会を経て作成した計画の原案となっている。

第3回読書活動推進部会では、計画の素案を御検討いただき、多様な子どもたちへの読書機会の確保、読みたくても読めない子どもたちへの県としての支援、大人への読書に関する情報提供、読書の啓発等について御意見をいただき、原案に反映させていただいた。

また、こちらの計画書の35ページの(1)インタビュー調査結果は、市町村が計

画を作成したり、読書活動を推進する上で参考になるという御意見をいただき、掲載するようにした。

第4回の部会では、第3回で御検討いただいた素案に、部会の皆様からいただいた御意見と子どもへのアンケート調査から聴こえた意見を反映させながら策定したものを原案としてお示しし、御検討いただいた。読書の定義や基本方針に関する評価指標、市町村の計画策定、改善に向けての取組、本文の表現等について御意見をいただいた。これらについて検討し、原案を修正した。

また、38ページからの(2)アンケート調査結果、同じく43ページ、44ページに、読者活動に関する情報が掲載されているホームページアドレスや二次元コードを掲載した。

今後については、こちらの原案で令和7年7月にパブリックコメントを実施し、令和7年9月に計画策定の予定で準備を進めていく。

以上、千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）原案について御報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。原案として今、概要の報告があったが、この審議会の委員から出たいろいろな指摘については、今回生かされているという内容であった。委員の皆様から、この後、パブリックコメントに向けて、こういうところはというものがあつたら、少しお時間を取って御意見、御質問を受けたいと思う。何でも結構であるので、委員の皆様、よろしくお願いします。

特にないか。画面を見ていると、大体納得されているようなイメージであるが、大丈夫か。

委員 私がこの部会に参加させていただいて議論に入った。今回、実際に子どもたちへのヒアリングも踏まえて策定されているところと、また、読書という活動の中身、内容的にも読書する目的についても、仕方についても非常に広く意味を捉えたものになっているのではないかと考えている。

読書の定義、ここまでまだ細かくは反映されていないと思うが、漫画も含めて、電子書籍を含めて、様々な意味合いで読書というものに触れ合ってくれる子どもたちがいかに増えていくか、バリアフリーの部分も含めて非常に目配りされているものになっているのではないかと考えている。

ぜひ皆様にも御意見を伺ってみたいと思うので、今後のパブリックコメントも、どんな受け止められ方をするのか、様々な方々からの御意見も期待したいと考えている。私から以上である。

議長 ありがとうございます。部会の一人として貴重な御意見をいただいた。
他にいかがか。部会で出た意見等はほぼ取り入れられたということでよろしいか。

委 員 はい。

議 長 ありがとうございます。では、部会でもしっかりもんでいただいているよう
であるので、これについては、このまま持っていくということで御了承いただ
けるか。

報告ありがとうございます。

報告事案でその他にあれば、事務局、いかがか。

事 務 局 特にない。

議 長 他にないようであるので、本日の議事を終了して私の任を解かせていただ
く。皆様、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

5 諸連絡

6 閉 会

－ 以上 －